

第12回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月23日（火曜日）
午前10時

場所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階
東京コンベンションホール

目次 第12回定時株主総会招集ご通知 ……………2

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件 ……………4
- 第2号議案 取締役7名選任の件……………5
- 第3号議案 監査役1名選任の件……………9
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に
対する退職慰労金贈呈の件 ……12

添付書類

- 第91期事業報告 ……………13
- 計算書類 ……………41
- 連結計算書類 ……………44
- <ご参考>商工中金のガバナンス……………53

第12回定時株主総会会場ご案内略図

株式会社 商工組合中央金庫

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、
本年の株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。また、
株主総会会場において、感染防止のための措置
を講じてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



「所属組合員の皆さまのご繁栄のために
組合をサポートいたします。」

こうしたい思いで商工中金は、組合並びに中小企業の
皆さまとともに、八十五年間歩んでまいりました。

現在、新たなビジネスモデルの実現に向け
役員一丸となって取り組んでおります。

課題解決に繋がる付加価値の高いソリューションの
提供により、今まで以上にお客さまの企業価値向上に
貢献してまいります。

変わらない使命のために、
商工中金は変わり続けます。

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く
御礼申し上げます。

ここに第12回定時株主総会招集ご通知をお届けいたし
ます。

2020年6月

取締役社長

関根正裕

2020年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染リスクがあるため、本年度の株主総会においては開催時間を短縮する等の感染拡大防止に最大限努めたくて開催いたします。株主様におかれましては、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせていただくようお願い申し上げます。なお、本総会の議事につきましては、追って、議事録（写）を営業店に備え置きいたしますので、営業時間内において閲覧も可能となります。議決権の行使につきましては、是非、事前行使制度をご活用ください。議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月23日（火曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第91期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 第91期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/share/stockmtg/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①計算書類の個別注記表 ②連結計算書類の連結注記表なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、上記①及び②の書類となります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/share/stockmtg/index.html>) に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。
- ◎他の株主様の健康・安全の確保のため、当日ご来場される株主様におかれましては、極力マスクの着用をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染予防として入場時のアルコール消毒、検温等をお願いする場合がございます。発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと思われる方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または、退席をお願いする）こととなりますので、あらかじめご了承ください。
- ◎当金庫係員は軽装（クールビズ）の他、マスク着用にてご対応させていただきます。全ての役員もマスクを着用して登壇させていただきます。

第91期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,496,818,289円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
剰余金の配当にかかる主務大臣の認可を得ることを条件として、2020年6月25日といたしたいと存じます。

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

せきね まさひろ
関根 正裕

生年月日 1957年5月18日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2009年6月	株式会社プリンスホテル取締役 上席執行役員
2005年2月	西武鉄道株式会社 出向		西武鉄道株式会社 取締役 上席執行役員
2007年4月	同入社		株式会社西武プロパティーズ 取締役
	株式会社西武ホールディングス 入社	2010年6月	株式会社プリンスホテル取締役 常務執行役員
2008年6月	株式会社プリンスホテル 入社	2018年2月	当金庫顧問
	株式会社西武ホールディングス 取締役 上席執行役員 総合企画本部長 兼 総合企画本部広報室長	2018年3月	同代表取締役社長
		2018年6月	同代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
			現在に至る

取締役候補者とした理由

危機対応業務の不正事案発生後、企業立て直しのプロフェッショナルとして、2018年3月に代表取締役に就任し、コンプライアンス及びガバナンスの強化に徹底的に取り組んでおります。「商工中金経営改革プログラム」に則り、前例にとられない経営改革、業務改革を実行し、真に中小企業に貢献する新たなビジネスモデルの確立に尽力しております。この改革を引き続き確実に実践していくためには、今後とも、関根氏の経験と強いリーダーシップの発揮が必要不可欠であるため、候補者としていたしました。

候補者番号

2

かじ かつひこ
鍛治 克彦

生年月日 1961年5月2日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	通商産業省（現経済産業省） 入省	2016年6月	地域経済産業審議官
2012年9月	中小企業庁事業環境部長	2017年7月	当金庫執行役員
2013年6月	大臣官房審議官（政策総合調整 担当）	2018年6月	同取締役兼専務執行役員（現任）
2015年7月	関東経済産業局長		現在に至る

取締役候補者とした理由

経済産業省での勤務経験や当金庫取締役兼専務執行役員としての業務執行等により培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者としていたしました。

候補者番号

3

かわの
河野 一郎

生年月日 1963年1月28日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 大蔵省（現財務省）入省
 2013年7月 中国財務局長
 2014年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長次長
 2015年7月 東北財務局長
 2016年6月 株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役
 2018年6月 当金庫取締役兼常務執行役員（現任）
 現在に至る

取締役候補者とした理由

財務省、金融庁、株式会社地域経済活性化支援機構での勤務経験や当金庫取締役兼常務執行役員としての業務執行等により培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

4

たご
多胡 秀人

生年月日 1951年11月2日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

取締役会への出席状況

15回/17回 (88%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2007年6月	株式会社山陰合同銀行社外取締役（現任）
1988年8月	フランス・インドスエズ銀行（現クレディ・アグリコル銀行）東京支店資本市場部長	2011年8月	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事（現任）
1992年1月	ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長	2015年6月	浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）非常勤理事（現任）
1999年1月	デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー	2018年6月	当金庫社外取締役（現任） 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社山陰合同銀行社外取締役
 一般社団法人地域の魅力研究所代表理事

社外取締役候補者とした理由

地域金融のプロフェッショナルとして、地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わる他、政府関係の各種委員会等へ幅広く参加するなど、多方面に亘る豊富な経験と幅広い見識を有しており、これを当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

候補者番号

5

なかむら
中村しげはる
重治

生年月日 1953年9月17日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	株式会社埼玉銀行（現株式会社埼玉りそな銀行）入行	2014年6月	株式会社エフテック社外監査役（現任）
2003年10月	株式会社りそな信託銀行社外取締役	2015年6月	トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2006年6月	株式会社りそな銀行取締役専務執行役員	2016年6月	リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2008年6月	同代表取締役副社長兼執行役員	2018年6月	当金庫社外取締役（現任）
2011年10月	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役		現在に至る
2012年4月	りそな総合研究所株式会社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

株式会社エフテック社外監査役
 トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員）
 リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

大手金融機関において、リスク統括やコーポレートガバナンス等の枢要部門を中心に業務改革に携わり、また副社長としても経営を担うなど、中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これを当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者いたしました。

候補者番号

6

おおかわ
大川じゅんこ
順子

生年月日 1954年8月31日生

新任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月	日本航空株式会社入社	2018年4月	同取締役副会長
2013年6月	同取締役専務執行役員 客室本部長	2018年6月	同副会長
2016年4月	同代表取締役専務執行役員 コミュニケーション本部長	2019年4月	同特別理事（現任）
			現在に至る

社外取締役候補者とした理由

大手航空会社での勤務経験から、特にお客様対応、企業再生、ダイバーシティ推進等の実務面に優れた人物であり、その豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者いたしました。



所有する当金庫の株式数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年11月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2019年9月	株式会社ブレインパッド社外監査役（現任）
2016年2月	同経営専務理事 ERM本部長	2019年12月	株式会社LIFULL社外取締役（現任）
2019年6月	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長（現任）	2020年2月	株式会社サーラコーポレーション社外取締役（現任） 現在に至る
	セガサミーホールディングス株式会社社外監査役（現任）		
	サンフロンティア不動産株式会社社外取締役（現任）		

重要な兼職の状況

株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長
セガサミーホールディングス株式会社社外監査役
サンフロンティア不動産株式会社社外取締役
株式会社ブレインパッド社外監査役
株式会社LIFULL社外取締役
株式会社サーラコーポレーション社外取締役

社外取締役候補者とした理由

大手監査法人での監査経験を有するとともに、官公庁、地方公共団体の各種有識者委員を歴任しており、特にガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等の実務面に優れた人物であり、その豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。

- 注1. 各候補者と当金庫との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 多胡秀人、中村重治、大川順子及び大久保和孝の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 多胡秀人氏は、2020年6月開催予定の株式会社東和銀行定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。
4. 大久保和孝氏は、2020年6月開催予定の武蔵精密工業株式会社定時株主総会において、同社社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
多胡秀人氏及び中村重治氏は、2018年6月21日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当金庫は、多胡秀人氏及び中村重治氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の選任にかかる本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、当金庫は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、大川順子氏及び大久保和孝氏の選任にかかる本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合、当金庫は各氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

監査役牧野秀行氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

おかもと たい いち ろう

岡本 泰一郎

生年月日 1966年12月19日生

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年4月 商工組合中央金庫入庫

2018年6月 同業務企画部長（現任）

現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

監査役候補者とした理由

当金庫主計室長、業務企画部長等、当金庫職員として培った豊富な経験と内部事務を含めた幅広い見識を当金庫監査に反映していくことを期待し、候補者といたしました。

- 注1. 候補者と当金庫との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、監査役牧野秀行氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当金庫定款の定めにより、監査役牧野秀行氏の任期の満了する時までとなります。

（ご参考①）『社外役員の独立性基準』

当金庫における独立性を有する社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役員若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記(2)から(6)までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記(1)から(10)までに該当するものがある場合でも、人事委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

（※1）重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

(ご参考②) 本株主総会後の取締役会メンバー（取締役・監査役）について

取締役候補者7名及び監査役候補者1名が本株主総会において選任された後の取締役会のメンバー（取締役・監査役）は以下のとおりです。

氏名	本株主総会後の当社における地位等	専門性			
		企業経営	金融	財務会計	法律
再任 関根正裕	取締役社長執行役員（代表取締役）	—	—	—	—
再任 鍛冶克彦	取締役専務執行役員	—	—	—	—
再任 河野一郎	取締役常務執行役員	—	—	—	—
再任 多胡秀人	取締役 社外 独立		●		
再任 中村重治	取締役 社外 独立	●	●		
新任 大川順子	取締役 社外 独立	●			
新任 大久保和孝	取締役 社外 独立			●	
新任 岡本泰一郎	監査役	—	—	—	—
岡田不二郎	監査役 社外 独立				●
寺脇一峰	監査役 社外 独立				●
金子裕子	監査役 社外 独立			●	

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役高巖及び渡瀬ひろみ、本総会終結の時をもって退任する監査役牧野秀行の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当金庫の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

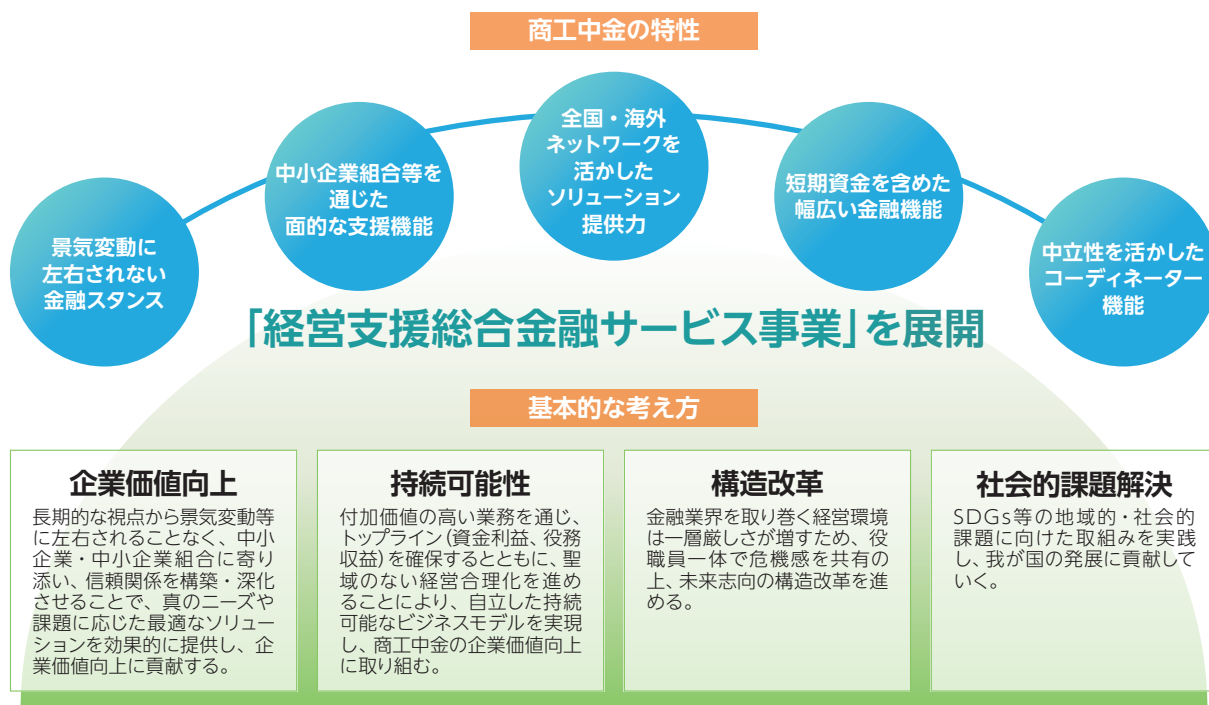
氏名				略歴	
たか 高			いわお 巖	2017年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
わた 渡	せ 瀬	ひろ み		2018年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
まき 牧	の 野	ひで 秀	ゆき 行	2018年6月	当金庫監査役 現在に至る

以上

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、取引先である中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かして的確なソリューションを提供していく「経営支援総合金融サービス事業」を展開しております。①借入負担が重く資金繰りに不安がある、②債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している、③リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある、④創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業に対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&Aや事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供していくことにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。また、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済をみますと、年度前半は内需を中心に底堅く推移したものの、後半は消費税率引き上げや新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて減速感が強まりました。

中小企業の景況感をみますと、年度前半には製造業で景況感が悪化する一方で非製造業では良好でしたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製造業・非製造業を問わず急激に悪化しました。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大による当金庫取引先の業況悪化が懸念されます。

グローバルなサプライチェーンの寸断や海外経済の減速が長期化すれば、製造業の一段の業況悪化が懸念されます。また、訪日外国人の急減に伴う観光関連業種への悪影響の他、国内での外出手控え等に伴い飲食業、サービス業等の幅広い業種への悪影響が懸念されます。こうした当金庫取引先の動向が、与信費用の増加等を通じ、当金庫の収益に影響を及ぼす可能性があります。

金融面につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、年度末には一時大幅に円高株安、長期金利の低下が進んだ後、リスク回避の円安ドル高、長期金利の上昇が見られました。今後も、低金利が長期化すれば、当金庫がいかにか収益を確保していくかが、経営上の課題となります。

【事業の経過及び成果】

当金庫の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているものうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、AゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義しております。

重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や貸出残高をK P I（Key Performance Indicator:目標の達成度を定量的に評価する指標）として設定し、公表しております。

当期の進捗状況は、概ね順調に推移しましたが、ビジネスモデルとして確立していくためには、重点分野に対する取組みへの一層の注力が必要であると考えております。

重点分野の取組み

Aゾーン

事業性評価を起点に、財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援する。

Bゾーン

債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援する。

Cゾーン

業界集約化やビジネスモデルの変革（脱下請け化、海外展開）を行う企業に対し、産業再編 M&A、海外展開支援等を実施する。

Dゾーン

フロンティア分野（航空機、ロボット、高度IT）に挑戦する企業や創業から間もない企業に対し、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組む。

ボリュームゾーンであるAゾーンについては、概ね計画どおりの貸出残高となりましたが、今後は、財務構造改革や本業支援などのより踏み込んだ支援も行っていくことで取引先中小企業の企業価値向上に取り組む必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーンについては、事業再生・経営改善を支援していくことで、当金庫がサポートする取引先が1社でも多く経営改善（ランクアップ）できるように、継続して注力してまいります。

Cゾーン及びDゾーンについては、取組みの考え方の浸透に時間を要したことなどから、貸出残高が計画で想定したペースを下回りましたが、当期後半からは推進体制が整備されたことなどもあり、実行件数や実行金額は増加基調に転じました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、流動性預金等が増加した結果、期末残高は前期末比240億円増加し、5兆820億円となりました。

預 金

5兆820億円

前期末比240億円増

（債券）

債券は、期末残高が前期末比2,481億円減少し、3兆9,901億円となりました。

債 券

3兆9,901億円

前期末比2,481億円減

(貸出金)

貸出金は、重点分野への取組み等を通じ、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比43億円増加し、8兆2,941億円となりました。

貸出金

8兆2,941億円

前期末比43億円増

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比7億円増加し、148億円となりました。

特定取引
資産

148億円

前期末比7億円増

特定取引負債は、期末残高は前期末比1億円減少し、83億円となりました。

特定取引
負債

83億円

前期末比1億円減

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比1,006億円減少し、1兆2,833億円となりました。

有価証券

1兆2,833億円

前期末比1,006億円減

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比6,004億円減少し、11兆1,493億円となりました。

総資産

11兆1,493億円

前期末比6,004億円減

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比1兆220億円増加し、21兆2,555億円となりました。

内国為替
取扱高

21兆2,555億円

前期比1兆220億円増

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易及び資本取引等が減少した結果、前期比221百万ドル減少し、6,746百万ドルとなりました。

外国為替
取扱高

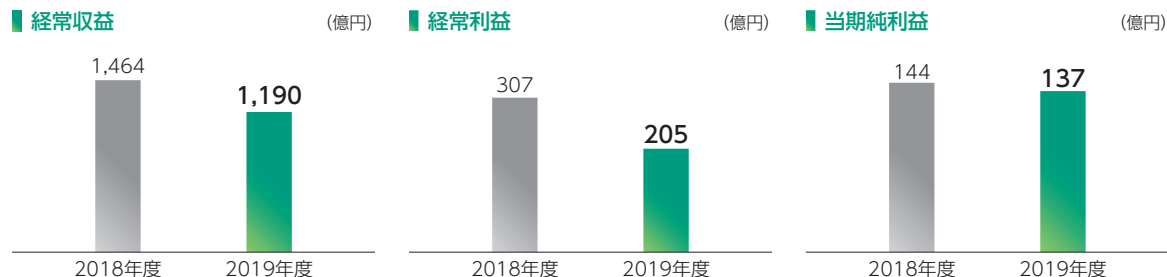
6,746百万ドル

前期比221百万ドル減

(損益)

経常収益は、役務取引等収益が増加した一方で、資金運用収益が減少した結果、前期比274億円減少し、1,190億円となりました。経常費用は、資金調達費用等が減少した結果、前期比172億円減少し、984億円となりました。

以上により、経常利益は前期比102億円減少し、205億円となり、当期純利益は前期比7億円減少し、137億円となりました。

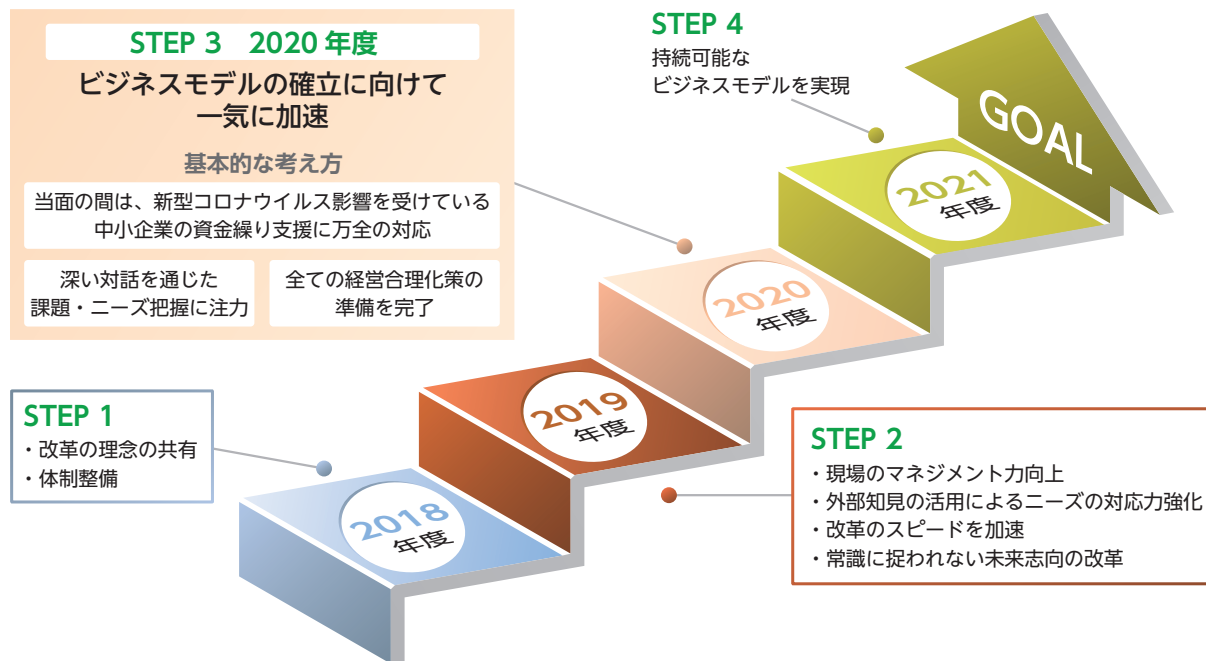


[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力ががかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、足下で新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業へ拡大してきているため、取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、危機対応業務に係る不正行為事案等の反省を踏まえ、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

あわせて、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、早期の段階で外部環境からの影響を把握し、適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務や収支に課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域の金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。



これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減を図りつつ、持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。デジタル化推進の中で、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	51,090	48,922	50,579	50,820
定期性預金	32,217	30,990	32,881	31,952
その他	18,873	17,931	17,698	18,868
債 券	47,441	44,595	42,383	39,901
貸 出 金	93,568	86,481	82,897	82,941
融資対象団体等向け	91,556	84,783	81,158	81,228
融資対象団体等向け以外	2,011	1,698	1,738	1,712
特定取引資産 (トレーディング資産)	204	214	141	148
特定取引負債 (トレーディング負債)	109	126	84	83
有 価 証 券	15,431	15,146	13,839	12,833
国 債	9,213	7,900	6,067	5,029
その他	6,217	7,246	7,771	7,803
総 資 産	127,788	118,902	117,498	111,493
内 国 為 替 取 扱 高	232,219	208,727	202,335	212,555
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 7,565	百万ドル 6,952	百万ドル 6,967	百万ドル 6,746
経 常 利 益	百万円 49,199	百万円 56,947	百万円 30,791	百万円 20,581
当 期 純 利 益	百万円 31,318	百万円 36,295	百万円 14,485	百万円 13,735
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 14 38	円 銭 16 67	円 銭 6 65	円 銭 6 31

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	1,953	2,047	1,812	1,538
経 常 利 益	508	584	321	216
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	324	373	154	145
純 資 産 額	9,353	9,723	9,640	9,594
総 資 産	128,450	119,573	118,185	112,195

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,810人	3,891人
平均年齢	39年5月	39年4月
平均勤続年数	16年3月	16年3月
平均給与月額	453千円	459千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道地区	5	(1)	5	(1)
東北地区	9	(1)	9	(1)
関東甲信越地区	32	(3)	32	(3)
東海地区	10	(1)	10	(1)
北陸地区	4	(—)	4	(—)
近畿地区	14	(—)	14	(—)
中国地区	10	(1)	10	(1)
四国地区	4	(—)	4	(—)
九州・沖縄地区	12	(1)	12	(1)
国内計	100	(8)	100	(8)
海外計	1	(—)	1	(—)
合計	101	(8)	101	(8)

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 2. 記載営業所数には、2020年2月25日付で「店舗内店舗」方式となった神田支店が含まれております。
 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当年度末	前年度末
3カ所	3カ所

- 当年度新設営業所
該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美幌市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18 相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
24 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25 ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
30 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31 全東米信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
36 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
40 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44 横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
45 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46 相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
47 新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
48 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49 はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
51 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
52 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
53 新潟大米信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
54 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
55 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
56 富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
57 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
58 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
59 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
60 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
61 長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
62 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
63 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
64 飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
65 益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
66 しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
67 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
68 浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
69 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
70 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
71 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
72 島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
73 富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
74 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市養生町字元菅41番地	信用金庫
76 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
77 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
78 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
79 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
80 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
81 京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
82 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
83 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
84 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
85 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
86 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
87 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
88 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
89 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
90 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
91 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
92 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
93 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
94 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
95 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
96 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
97 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
98 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
99 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
100 両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
101 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
102 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
103 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
104 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
105 香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
106 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
107 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
108 福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
109 佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
110 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
111 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
112 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
113 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
114 西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
115 福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
116 熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
117 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
118 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
119 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
120 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
121 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
122 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
123 株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
124 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

- 二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,939
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
美住ビル2F増床工事	435

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	1962年 9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	1973年 12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	1982年 11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	1972年 6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	1974年 12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1982年 10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	1991年 1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率であります。

4. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2020年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリザール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 根 正 裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛 治 克 彦	取締役専務執行役員 経営企画部	—	—
河 野 一 郎	取締役常務執行役員 主計部 管理部 危機対応業務部	—	—
高 巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 三菱地所株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役	—
多 胡 秀 人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役	—
中 村 重 治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
渡 瀬 ひろみ	取締役（社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社パートナーエージェント社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーシ ョン社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役	—
牧 野 秀 行	常勤監査役	—	—
岡 田 不 二 郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺 脇 一 峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キュービー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 東芝機械株式会社社外取締役	—
金 子 裕 子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学大学院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2020年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
佐藤 隆久	常務執行役員
小野木 哲也	常務執行役員
青木 剛	常務執行役員
真船 実	常務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
羽根 正人	常務執行役員

- 取締役高巖氏は、2019年6月開催の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役に退任いたしました。
- 取締役多胡秀人氏は、2020年6月開催予定の株式会社東和銀行定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定ですが、当金庫と当社との間に特別な関係はありません。
- 監査役寺脇一峰氏が社外取締役に務める東芝機械株式会社は、2020年4月1日付で芝浦機械株式会社に商号を変更しております（以下、本事業報告において同様であります）。
- 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7人	99 (うち報酬以外の金額5)
監査役	4人	50 (うち報酬以外の金額3)
計	11人	149 (うち報酬以外の金額8)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。
 - 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
 - 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。

5. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
- ・ 執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
 - ・ 社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。
- 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当ございません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多 胡 秀 人	
中 村 重 治	
渡 瀬 ひろみ	
岡 田 不 二 郎	
寺 脇 一 峰	
金 子 裕 子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
高 巖	麗澤大学 三菱地所株式会社 アスクル株式会社 経済学部教授 社外取締役 社外取締役
多 胡 秀 人	一般社団法人地域の魅力研究所 株式会社山陰合同銀行 代表理事 社外取締役
中 村 重 治	株式会社エフテック トーヨーカネット株式会社 リケンテクノス株式会社 社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)
渡 瀬 ひろみ	株式会社アーレア マックスバリュ西日本株式会社 株式会社パートナーエージェント 株式会社アーバンフューネス コーポレーション ダイヤル・サービス株式会社 株式会社ディー・エル・イー 代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外取締役 社外取締役
岡 田 不二郎	該当ございません。
寺 脇 一 峰	鈴木諭法律事務所 キューピー株式会社 鹿島建設株式会社 東芝機械株式会社 弁護士 社外監査役 社外監査役 社外取締役
金 子 裕 子	早稲田大学 神奈川中央交通株式会社 商学学術院教授 社外取締役

- 注1. 取締役高巖氏は、麗澤大学の教授、三菱地所株式会社の社外取締役及びアスクル株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事及び株式会社山陰合同銀行の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。また同氏は、2020年6月開催予定の株式会社東和銀行定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネット株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレアの代表取締役、マックスバリュ西日本株式会社の社外取締役、株式会社パートナーエージェントの社外取締役、株式会社アーバンフューネスコーポレーションの社外監査役、ダイヤル・サービス株式会社の社外取締役及び株式会社ディー・エル・イーの社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役及び東芝機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授及び神奈川中央交通株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高 巖	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主にコンプライアンスにおける豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
多 胡 秀 人	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち15回に出席しております。	主に経営における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
中 村 重 治	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経営と金融における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
渡 瀬 ひろみ	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経営における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
岡 田 不 二 郎	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会17回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。
寺 脇 一 峰	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。 当期開催の監査役会17回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。
金 子 裕 子	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。 当期開催の監査役会17回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫 からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫 の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	66 (うち報酬以外の金額4)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 24,576名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
全日本火災共済協同組合連合会	7,000	0.32
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,258千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区分	持株数等	持株比率
政 府	1,016,000千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	678,446	31.17
事業協同組合・同連合会	615,174	28.26
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,217	2.81
企 業 組 合	2,053	0.09
協 業 組 合	6,500	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,376	1.12
商店街振興組合・同連合会	1,689	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,839	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	592	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,232	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	438,358	20.14
そ の 他	3,230	0.14

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,258千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎	98	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・危機対応準備金に関する合意された手続業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は106百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議しております。本方針はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程と他の体制

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授權された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口において内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(9) その他監査役による監査の実効性を確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでおります。2019年度の業務の適正を確保する体制の運用状況は以下のとおりであります。なお、運用状況の概要には体制整備への取組みも含んでおります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認、役員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としたコンプライアンス検討会を、2019年度は7回開催しております。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2019年度は不正事案の振り返りやコンプライアンス意識調査を実施しました。

「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。

ビジネスの多様化、リスクの複雑化が急速に進む中、リーガルイシューへの対応も増大していることから、組織全体を俯瞰できる「法務」を司る部署として2019年8月に法務対策室を設置し、法務部門の機能強化に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。また、2019年度はリスクベースアプローチだけでなく、外部のコンサルティング会社と共同監査を実施し、コンサルティング会社の監査手法や専門知識について監査を通じて把握することにより、内部監査の高度化に取組みました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程と他の体制

(運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を開始したほか、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に向けて、業務部門から独立した第2のディフェンスラインとしてリスク統括部を、マネー・ローンダリング等リスクの高い取引の検証を第2線として行うなど牽制を強化するため、コンプライアンス統括部内に金融犯罪対策室を2020年4月から新たに設置することを決定しました。

また、2019年12月以降に国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部を設置し必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に関し必要な体制整備に向けた取組みを開始し、定期的に現状の認識と今後の方向性について見直しを行っております。

監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2019年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しているほか、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2019年度は2019年6月及び2019年12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。

また、2019年度において、子会社毎に「内部統制システムの基本方針」を新たに整備し、その運用状況について確認を行っております。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制**(運用状況の概要)**

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、重要事実の開示に関する方針を見直し、情報開示の内部体制を構築しました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**(運用状況の概要)**

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**(運用状況の概要)**

監査役が出席する取締役会の他重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**(運用状況の概要)**

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2019年度は計4回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2019年度は計10回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を、2019年度は計3回開催しております。

監査役への報告体制として、内部監査部門からの監査役へのレポートラインを明文化し、体制整備を図っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

第91期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,327,016	預当座預	5,082,048
現金	21,655	普通預金	490,927
預け金	1,305,360	定期預金	1,273,425
コルポーン	37,719	譲渡性の預金	35,759
買入金口債権	22,355	債券取得引受預金	3,195,222
特定金融派生商品	14,843	債券特定期間用	86,713
有価証券	1,283,350	借入金	3,990,150
国債	502,984	借入金	336,938
地方債	466,498	借入金	8,367
株式	215,730	借入金	251,106
その他の証券	34,409	借入金	251,106
貸出金	63,727	外債	30
引当金	8,294,116	未償還の債	22
引当金	144,160	未償還の債	8
引当金	392,095	未償還の債	73,530
引当金	6,437,338	未償還の債	669
引当金	1,320,522	未償還の債	5,890
外国為替	15,900	未償還の債	6,254
外国為替	8,365	未償還の債	4,091
外国為替	598	未償還の債	696
外国為替	6,936	未償還の債	14,943
外国為替	100,627	未償還の債	2,684
外国為替	2	未償還の債	106
外国為替	1,084	未償還の債	38,192
外国為替	4,227	未償還の債	9,582
外国為替	1,185	未償還の債	44
外国為替	87,458	未償還の債	51,776
外国為替	6,669	未償還の債	116
有形固定資産	38,404	未償還の債	110,779
建物	16,794	未償還の債	109,681
土地	18,130	未償還の債	1,098
建設仮勘定	1,680	負債の部合計	10,192,669
その他の有形固定資産	1,797	(純資産の部)	
無形固定資産	9,754	資本	218,653
ソフトウェア	7,661	危険特別引当金	129,500
その他の無形固定資産	2,093	利益剰余金	400,811
前払年金費用	32,228	利益剰余金	0
繰延税金資産	39,491	利益剰余金	0
支払承諾見返	110,779	利益剰余金	196,822
支払承諾見返	109,681	利益剰余金	23,310
代理貸付保証見返	1,098	利益剰余金	173,511
貸倒引当金	△177,239	利益剰余金	404
資産の部合計	11,149,348	利益剰余金	49,570
		利益剰余金	123,536
		利益剰余金	△1,072
		株主資本合計	944,714
		その他の有価証券評価差額金	11,879
		繰延ヘッジ損益	85
		評価・換算差額等合計	11,964
		純資産の部合計	956,679
		負債及び純資産の部合計	11,149,348

第91期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 資	95,032	119,021
常金	87,250	
貸有預金	4,397	
債権	1,022	
債権	1,218	
債権	28	
債権	1,114	
債権	9,741	
債権	1,384	
債権	8,356	
債権	3,871	
債権	3,871	
債権	3,424	
債権	1,163	
債権	2,261	
債権	6,951	
債権	10	
債権	127	
債権	6,813	
経 資	6,355	98,440
常金	3,109	
債権	1,014	
債権	1,006	
債権	△2	
債権	0	
債権	44	
債権	1,145	
債権	37	
債権	1,522	
債権	382	
債権	1,139	
債権	31	
債権	31	
債権	3,384	
債権	2,955	
債権	130	
債権	16	
債権	281	
債権	0	
債権	74,983	
債権	12,163	
債権	6,040	
債権	86	
債権	16	
債権	220	
債権	5,800	
経 特	20,581	20,581
常金	4,520	
債権	19	
債権	4,501	
債権	2,265	16,060
債権	60	
経 特	2,325	2,325
常金	13,735	13,735

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

第91期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	0
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付		△5,500			
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△5,500	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
	利益準備金	その他利益剰余金					
固定資産 圧縮積立金		特別積立金	繰 越 利 益 余 金				
当期首残高	22,411	433	49,570	115,167	187,583	△1,061	940,986
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付							△5,500
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496		△4,496
固定資産圧縮積立金 の取崩		△29		29	—		—
当期純利益				13,735	13,735		13,735
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	899	△29	—	8,368	9,238	△10	3,728
当期末残高	23,310	404	49,570	123,536	196,822	△1,072	944,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高				962,309
当期変動額	21,317	5	21,323	
危機対応準備金の 国庫納付				△5,500
剰余金の配当				△4,496
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
当期純利益				13,735
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△9,437	79	△9,358	△9,358
当期変動額合計	△9,437	79	△9,358	△5,630
当期末残高	11,879	85	11,964	956,679

第91期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,327,060	預 金	5,076,561
コールローン及び買入手形	37,719	譲渡性預金	273,818
買入金銭債権	22,355	債券	3,989,750
特定取引資産	14,843	債券貸借取引受入担保金	336,938
有価証券	1,279,992	特定取引負債	8,367
貸出金	8,285,149	借用金	315,066
外国為替	15,900	外国為替	30
その他資産	191,046	その他負債	78,797
有形固定資産	39,454	賞与引当金	4,609
建物	17,287	退職給付に係る負債	13,229
土地	18,653	役員退職慰労引当金	76
建設仮勘定	1,680	睡眠債券払戻損失引当金	51,776
その他の有形固定資産	1,832	環境対策引当金	116
無形固定資産	9,808	その他の引当金	86
ソフトウェア	7,742	繰延税金負債	52
その他の無形固定資産	2,066	支払承諾	110,779
退職給付に係る資産	17,795	負債の部合計	10,260,057
繰延税金資産	45,667	(純資産の部)	
支払承諾見返	110,779	資本金	218,653
貸倒引当金	△178,065	危機対応準備金	129,500
資産の部合計	11,219,507	特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	207,952
		自己株式	△1,072
		株主資本合計	955,844
		その他有価証券評価差額金	11,884
		繰延ヘッジ損益	85
		退職給付に係る調整累計額	△12,160
		その他の包括利益累計額合計	△191
		非支配株主持分	3,796
		純資産の部合計	959,450
		負債及び純資産の部合計	11,219,507

第91期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		153,835
資金運用収益	95,018	
貸出金利息	87,233	
有価証券利息配当金	4,399	
コールローン利息及び買入手形利息	1,022	
預け金利息	1,218	
金利スワップ受入利息	28	
その他の受入利息	1,114	
役務取引等収益	10,212	
特定取引収益	3,871	
その他業務収益	37,817	
その他経常収益	6,915	
償却債権取立益	10	
その他の経常収益	6,904	
経常費用	132,170	
資金調達費用	6,519	
預金利息	3,108	
譲渡性預金利息	1,014	
債券利息	1,006	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△2	
売出現先利息	0	
債券貸借取引支払利息	44	
借入金利息	1,310	
その他の支払利息	37	
役務取引等費用	1,574	
特定取引費用	31	
その他業務費用	35,628	
その他経常費用	76,274	
貸倒引当金繰入額	12,142	
その他の経常費用	6,006	
その他経常費用	6,135	
経常利益	21,664	
特別利益	0	
特別損失	4,433	
固定資産処分損失	19	
減損損失	4,413	
税金等調整前当期純利益	17,231	
法人税、住民税及び事業税	2,597	
法人税等調整額	86	
当期純利益	2,684	
非支配株主に帰属する当期純利益	14,546	
親会社株主に帰属する当期純利益	3	
	14,543	

第91期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	197,906	△1,061	951,309
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付		△5,500					△5,500
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属 する当期純利益					14,543		14,543
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△5,500	—	0	10,046	△10	4,535
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	207,952	△1,072	955,844

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	21,333	5	△12,362	8,976	3,796	964,082
当期変動額						
危機対応準備金の 国庫納付						△5,500
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属 する当期純利益						14,543
自己株式の取得						△10
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△9,448	79	201	△9,167	—	△9,167
当期変動額合計	△9,448	79	201	△9,167	—	△4,632
当期末残高	11,884	85	△12,160	△191	3,796	959,450

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い3月19日に危機対応業務が発動されたことを踏まえ、監査役会は、当該業務の的確な運用について監視及び検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	牧 野 秀 行 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	岡 田 不 二 郎 ㊟
監 査 役(社外監査役)	寺 脇 一 峰 ㊟
監 査 役(社外監査役)	金 子 裕 子 ㊟

以 上

MEMO

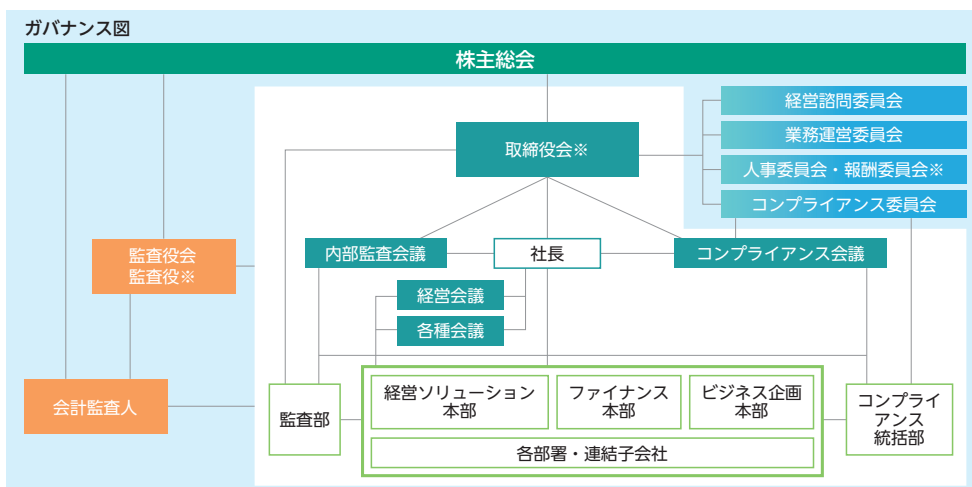
招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考



※社外取締役・社外監査役が就任している機関

主要な会社機関の内容

取締役会

取締役会は、取締役7名、そのうち社外取締役4名で構成されています。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。）で構成されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

人事委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬（制度）及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者、外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

取締役会の実効性評価

過年度、主務大臣から2度の業務改善命令を発出されるに至った当金庫では、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』を実現し、ガバナンスの徹底強化を図るべく、2018年度から、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施することで次年度に活かす態勢を構築しております。毎年、このようなPDCAサイクルを回していくことで、取締役会の更なる機能向上を図ってまいります。

分析・評価は、取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計の上、意見交換会の開催、その後の取締役会での審議を経て、次年度の取組方針を決定しております。

アンケートの実施

意見交換会の開催

取締役会にて今後の取組みを決定

2018年度の実効性評価で認識した課題への2019年度における主な取組みは以下のとおりです。

- ① 取締役会の機能面における「議題・議論の在り方」に対しては、モニタリングすべき重点議題として「中期経営計画」や「内部統制システム」を集中的に選定し、モニタリング型の取締役会実現に向けて定期的に議論を行いました。
- ② 監査機関等との連携における「監査役をはじめとする監査機関と社外取締役の連携強化」に対しては、定期的に意見交換会を開催しました。
- ③ 取締役会の運営面における「資料の簡素化」に対しては、エグゼクティブサマリーを用いた資料の簡素化に取り組みました。

2019年度の実効性評価結果の概要は以下のとおりです。

- ① 2018年度の実効性評価で認識した課題への取組みを行った結果、全体的に前回より肯定的な評価が得られており、中でも取締役会の機能面では「実効的な議論が出来ていること」、取締役会の運営面では効率的に運営された結果、「取締役会の審議時間」が短縮された旨の肯定的な評価が多くありました。
- ② 一方で、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』の実現に向けて、取締役会の機能面では「(更なる)議論の拡充」、取締役会の運営面では「資料の品質向上」に取り組むべきであるといった点が、また監査機関等との連携においては「社外取締役との更なる連携強化」を行うべきであるといった点が課題として認識されました。

2019年度の実効性評価結果を踏まえた2020年度の取組み

上記取締役会の実効性評価を踏まえて、2020年度における当金庫の取組みの一部をご紹介します。

- モニタリング型の取締役会の実現に向けた更なる議論の拡充
- 社外取締役と監査役をはじめとする監査機関との意見交換会の開催頻度増加
- 取締役会資料の品質向上（明確化） など

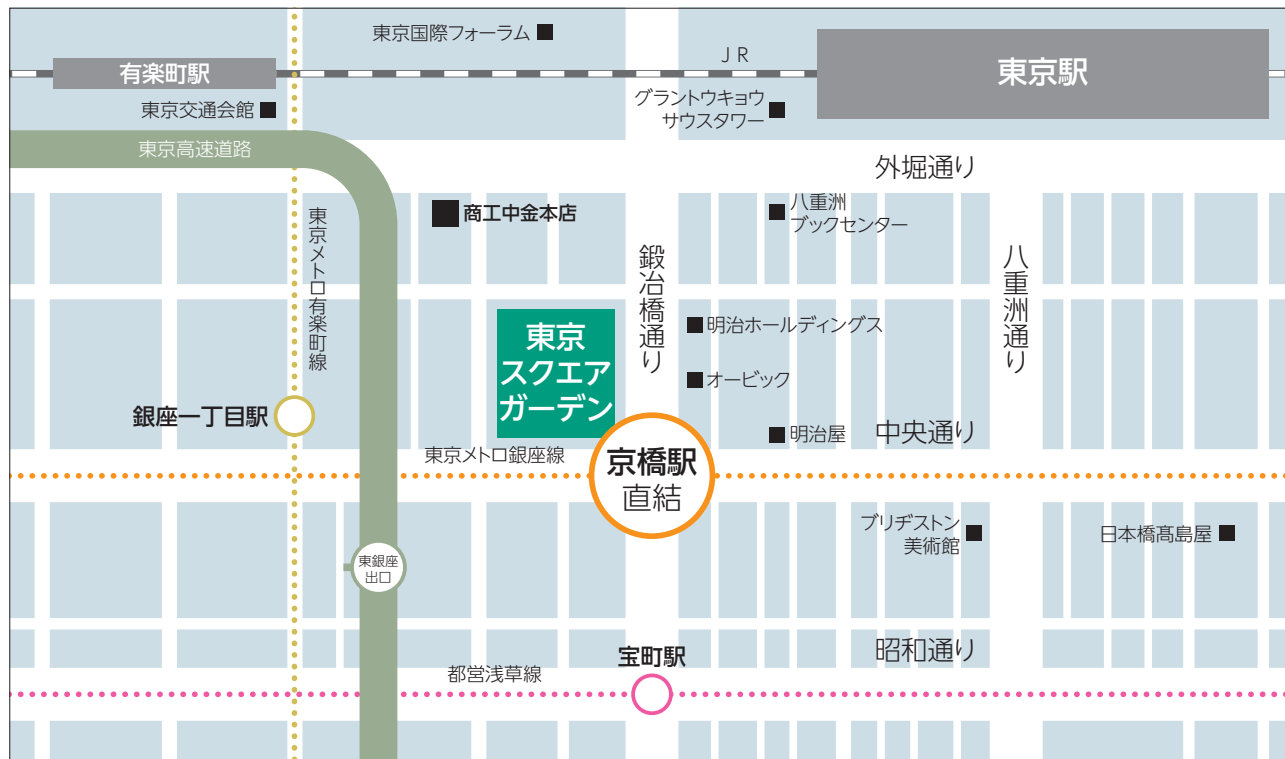
第12回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。